

東京都林業近代化資金利子補給要綱

	元労経農林第274号	一部改正	平成10年11月24日
	平成元年 6月30日	一部改正	平成11年 1月19日
一部改正	平成2年 6月20日	一部改正	平成11年 3月 2日
一部改正	平成2年11月16日	一部改正	平成11年 6月21日
一部改正	平成3年 1月17日	一部改正	平成11年 7月 1日
一部改正	平成4年 2月14日	一部改正	平成11年 8月12日
一部改正	平成4年 7月23日	一部改正	平成11年 9月24日
一部改正	平成5年 1月21日	一部改正	平成11年11月 1日
一部改正	平成5年10月25日	一部改正	平成11年12月 6日
一部改正	平成6年 5月 6日	一部改正	平成12年 1月 7日
一部改正	平成7年11月13日	一部改正	平成12年 2月 3日
一部改正	平成7年12月22日	一部改正	平成12年 2月28日
一部改正	平成8年 7月15日	一部改正	平成12年 4月 6日
一部改正	平成8年10月22日	一部改正	平成12年 5月15日
一部改正	平成9年 2月21日	一部改正	平成12年 6月 7日
一部改正	平成9年 6月23日	一部改正	平成12年 6月22日
一部改正	平成9年 6月25日	一部改正	平成12年10月26日
一部改正	平成9年 7月22日	一部改正	平成12年12月20日
一部改正	平成9年 8月 6日	一部改正	平成13年 2月22日
一部改正	平成9年 9月 4日	一部改正	平成13年 3月 2日
一部改正	平成9年10月17日	一部改正	平成13年 3月30日
一部改正	平成9年12月26日	一部改正	平成13年 5月 1日
一部改正	平成10年 2月20日	一部改正	平成13年 6月 5日
一部改正	平成10年 3月17日	一部改正	平成13年 7月31日
一部改正	平成10年 5月27日	一部改正	平成13年 8月20日
一部改正	平成10年 6月30日	一部改正	平成14年 2月25日
一部改正	平成10年 9月18日	一部改正	平成14年11月 1日
一部改正	平成10年10月14日	一部改正	平成14年12月 5日
一部改正	平成14年12月16日	一部改正	平成15年 3月13日
一部改正	平成15年 4月22日	一部改正	平成15年 5月22日
一部改正	平成15年 6月19日	一部改正	平成15年 8月 8日
一部改正	平成15年10月10日	一部改正	平成15年10月10日
一部改正	平成15年11月21日	一部改正	平成15年12月19日
一部改正	平成16年 1月13日	一部改正	平成16年 2月 9日

一部改正 平成16年 2月19日
一部改正 平成16年 5月19日
一部改正 平成16年 9月21日
一部改正 平成16年11月18日
一部改正 平成17年 3月28日
一部改正 平成17年 5月23日
一部改正 令和2年 4月28日

一部改正 平成16年 4月14日
一部改正 平成16年 8月 9日
一部改正 平成16年11月 8日
一部改正 平成16年12月20日
一部改正 平成17年 4月20日
一部改正 令和元年10月 8日
一部改正 令和4年 3月10日

1条 目 的

東京都（以下「都」という。）は、林業経営の合理化を通じて林業の近代化を図るため、融資機関から、事業に必要な資金を借り入れる林業者等に対し、予算の範囲内において、当該借入れに係る利子補給を行い林業の振興に資することを目的とする。

2条 定 義

1 この要綱において「林業者等」とは、次に掲げる者であつて、都内に住所又は事業場を有するものをいう。

- (1) 林業を営む者
- (2) 森林組合
- (3) 森林組合連合会
- (4) 特用林産物生産者
- (5) 山林種苗緑化樹生産者
- (6) 素材生産業・木製材業者（以下「木製材業者等」という。）
- (7) 多摩木材センター協同組合
- (8) 特用林産物生産者、山林種苗緑化樹生産者及び木製材業者等が組織する団体

2 この要綱において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 都内農業協同組合
- (2) 東京都信用農業協同組合連合会
- (3) 独立行政法人農林漁業信用基金が林業信用保証について約定する融資機関

3 この要綱において「林業近代化資金」とは、融資機関が林業者等に対して貸し付ける別表のそれぞれの欄に掲げるものをいう。

3条 利子補給金

都は、林業者等が林業近代化資金を借り入れた場合は、林業者等に対しこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で、当該林業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

4条 利子補給金の額

前条の規定により交付する利子補給金の額は、知事が別に定める利子補給率で計算した利子額とし、都は、毎年3月末日に林業者等に補給する。

5条 事業計画承認申請等

- 1 林業者等が林業近代化資金の借入れについて、利子補給を受けようとするときは、あらかじめ、知事に、林業近代化資金事業計画承認申請書（別記第1号様式）を提出し、知事の承認を得なければならない。
- 2 知事は、前項の申請があった場合において、申請の内容を審査し、承認することと決定したときは、当該林業者等に対し、林業近代化資金事業計画承認書（別記第2号様式）を交付し、承認をしないことと決定したときは、当該林業者等に対し、その旨を通知する。
- 3 前項の規定により承認を受けた事業計画を変更するときは、速やかに知事の承認を受けなければならない。

6条 利子補給契約

第3条に規定する利子補給金の交付についての契約は、知事が利子補給の承認をした林業者等との間に締結する林業近代化資金利子補給契約書（別記第3号様式）によって行うものとする。

7条 資金の貸付け

融資機関は、林業者等が、林業近代化資金利子補給承認書の交付を受け当該資金の借入れの申込みをした場合は、林業近代化資金を貸し付けるものとする。

8条 利子補給金の請求

林業者等が、第6条の規定による契約に基づく利子補給金の交付を請求しようとするときは、当該年度内の利子補給金の額について林業近代化資金利子補給請求書（別記第4号様式）を知事に提出しなければならない。

9条 利子補給金の支払

都は、林業者等から前条の利子補給金請求書の提出があった場合において、知事が当該利子補給金の交付が適正と認めたときは、これを支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

10条 利子補給金交付の打ち切り等

都は、都の利子補給に係る林業近代化資金を借り受けた林業者等が、当該林業近代化資金を貸付目的以外の目的に使用したとき、又は、林業者等でなくなったときは、利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

11条 報 告 等

- 1 融資機関は、第7条の規定による貸付けを行ったときは、知事に対し、林業近代化資金貸付報告書（別記第5号様式）により、その旨を報告するものとする。
- 2 融資機関は、林業近代化資金の貸付残高の移動状況を、毎年度末までに知事に対し、林業近代化資金貸付残高移動状況報告書（別記第6号様式）により報告するものとする。
- 3 林業者等は、事業が完了したときは、都に対し、事業完了報告書（別記第7号様式）を提出するものとする。
- 4 都は、この要綱による融資について必要があると認めたときは、林業者等に対し、調査して報告を求め又は必要な指示をすることができるものとする。
- 5 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成元年6月30日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成2年6月20日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成2年11月16日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成3年1月17日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成4年2月14日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成4年7月23日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成5年1月21日から適用する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成5年10月25日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成6年5月6日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成7年11月13日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成7年12月22日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成8年7月15日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成8年9月20日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成9年2月7日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成14年11月1日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成14年12月3日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年2月20日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年3月19日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年4月18日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年5月23日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年8月20日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年10月21日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成15年12月18日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年 1月26日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年 2月19日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年 4月14日
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年 8月 9日
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成16年9月21日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行する。利率の適用日 平成16年11月 8日
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成16年11月18日から適用する。
附 則
この要綱は、決定の日から施行し、平成16年12月20日から適用する。
附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月10日から施行する。